

【周知依頼】 大胆な投資促進税制について（想定投資案件回答：2/13（金）ㄨ）

この度の令和 8 年度税制改正にて、高付加価値な国内設備投資を促進する目的として、大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）が創設されました。
概要は以下をご参考にいただけますと幸いです。

（令和 8 年度 税制改正大綱 P56~）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf

（令和 8 年度 経済産業関係税制改正について P4）

https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2026/zeisei_k/2026zeiseikaiseigaiyo.pdf

（内閣官房 日本成長戦略本部／日本成長戦略会議（成長戦略 17 分野））

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/index.html>

今後本税制を是非幅広くご活用いただきたく、周知を行っているところでございます。
別添にて本税制の周知向けの資料をご共有いたします。
こちらをご活用いただき、税制の周知をお願いさせていただければと思います。

また、現状の本税制活用想定投資案件リストを収集させていただきたく思っております。
本趣旨としては、2026 年度以降、可及的速やかに執行を開始する観点から、こういった投資計画がでてくるかを把握し、確認業務の執行体制の構築などを準備するため、事前に幅広く案件を把握させていただきたく思います。
ここで登録しないと申請が認められないことはございませんが、初期の執行段階ではあらかじめ登録いただいた案件を中心に審査を進めたいと考えております。

貴団体の会員企業様におかれましては、本税制活用想定投資案件がございましたら、2/13（金）までに以下のリンクよりご回答いただけますと幸いです。

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/seizo-sangyokikai/anken>

なお、登録いただいた案件について質問等有れば個別にご連絡させていただきます。
この案件は戦略 17 分野に限定するものではございませんので幅広くご登録いただければと思います。

何卒、よろしくお願い申し上げます。

* . . . * . . . * . . . * . . . * . . . * . . . *

経済産業省 製造産業局 産業機械課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

TEL:03-3501-1691

* . . . * . . . * . . . * . . . * . . . * . . . *